

平成28年4月1日

自動車局環境政策課

「地域交通グリーン化事業」の公募について

～バス・タクシー・トラックにおける電気自動車の導入を支援します～

国土交通省では本日4月1日より5月9日まで、電気自動車バス・タクシー・トラック、燃料電池自動車バス・タクシー及び超小型モビリティの導入を支援する「地域交通グリーン化事業」を公募します。

電気自動車はエネルギー消費効率が高く、排出ガスを出さない低騒音の環境に優しい自動車ですが、通常の内燃機関車に比べ高価なこと、充電施設等のインフラ整備等が課題となっています。

このため、国土交通省では「地域交通グリーン化事業」により、自動車運送事業者等に対して、電気自動車バス・タクシー・トラック、燃料電池自動車バス・タクシー及び超小型モビリティの導入を重点的に支援しているところです。本事業により、電気自動車を活用した地域の実情を踏まえた多様な交通サービスの展開や、他の地域や事業者による導入を誘発・促進することが期待されます。

今般、平成28年度の「地域交通グリーン化事業」を以下のとおり公募します。なお、公募期間中にご応募頂いた地域交通グリーン化事業計画の案件については、事業計画の内容を外部有識者が評価し、その結果を踏まえて補助対象事業を決定します。

◆公募期間

平成28年4月1日(金)～5月9日(月)〈事業計画書必着〉

※公募要領、その他詳細については自動車局のホームページをご覧ください。

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000020.html)

◆支援内容

電気自動車バス、超小型モビリティ及び付随する充電設備・・・導入費用の1/2

電気自動車タクシー・トラック及び付随する充電設備・・・導入費用の1/3

燃料電池自動車バス・タクシー・・・導入費用の1/2

※事業用自動車に限ります。また、電気自動車にはプラグインハイブリッド車も含まれます。

※電気自動車タクシーについては、補助対象となる車両本体価格の上限を600万円としております。

〔お問い合わせ先〕

国土交通省自動車局環境政策課 (田中、杉山)

電話 03-5253-8111(内線42533)

03-5253-8604(直通)

FAX 03-5253-1636